

カンボジアにおける特許および実用 新案登録を受けることができる発明 とできない発明



Tilleke & Gibbins (Cambodia) Ltd.

モニラック・ファン
知的財産部 アドバイザー

Tilleke & Gibbins は、1890 年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ビエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。モニラック・ファンは、プノンペンの知的財産部門のアドバイザーを務め、カンボジアの商標および特許の訴追、執行、商業化など、幅広い業界のクライアントを支援している。

カンボジアでは、産業手工芸省（the Ministry of Industry and Handicraft : MIH）に特許登録出願を行うことで、特許・実用新案を保護することができる。

特許・実用新案証および意匠に関する法律（以下、「特許法」という）第 3 条により、発明が、新規で、進歩性をとめない、産業用途に用いられる場合に特許可能である。また、特許法第 69 条により、新規であり、何らかの産業上利用可能な考案は実用新案証を受けることができる、と規定される。

発明および考案は、多くの場合、技術を使用して、特定の問題に対する実用的な解決策の作成につながる発明者のアイデアから派生する。また、発明および考案は、製品またはプロセスでもよいし、製品またはプロセスに関連するものでもよい。

特許法第 4 条は、除外規定であり、実用新案登録に対しては第 70 条により準用される。

次の発明は、特許の保護から除外される。

- (1) 発見、科学理論および数学的方法
- (2) 事業を行うためのスキーム、ルールまたは方法、純粹に精神的行為を行う、またはゲームを行う方法
- (3) 手術による人体または動物の治療方法ならびに人体または動物の身体に対して実施される診断方法

- (4) 第 136 条に規定する医薬品
- (5) 微生物以外の動植物、および本質的に植物または動物の生産のための生物学的プロセス
- (6) 植物品種

以下に各項について解説する。

(1) 発見、科学理論、数学的方法

一般に、発見は、発見される以前は知られていなかったものではあるが、発見された時点で既に存在していた発明であるから、発見によって発明に関する新しい知識や認識は確立されない。したがって、発見は特許を取得できない自然法則に相当する。

既知のプロセスが特定の方法でどのように機能するのかを説明する科学理論は、特許を取り得るものではない。理論とは、何かを説明するために使われるアイデアのシステムである。したがって、理論は新しいプロセスや新しい製品の発明ではない。また、別の数字のセットに到達するために数字のセットに特定の操作を行う数学的方法も特許法第 4 条の下で特許可能ではない。

一方、コンピュータソフトウェアに関する発明は、以下を明記した特許および実用新案証明書の付与手続きに関する布告（以下、特許規則）の規則 44 に基づいて保護される。

規則 44 コンピュータ・ソフトウェア関連の発明について行う手続

コンピュータソフトウェア関連の発明についての取り扱いは、以下とおりである。

(1)「発明は、生産物もしくは方法であること、または生産物もしくは方法に関連することができる」旨を規定している特許法第 3 条(3)に基づき、次のものが含まれるものとする。

(a)方法の発明であって、その一部または全部が、コンピュータによって行われ、コンピュータによって指示される処置によって構成されているもの

(b)生産物の発明であって、特に次に掲げる、コンピュータによって実行される要素によって構成されているもの

- ・フロッピーディスク、コンピュータ・ハードウェア・ドライブまたはコンピュータ・メモリ等の有形手段に記憶されている機械読み取り可能なコンピュータ・プログラム・コード、および

- ・汎用コンピュータであって、主に特定のコンピュータ・プログラムとの組み合わせによって、先行技術に対する新規性が生じているもの

(2) (1)に記載したコンピュータ・プログラム及びコンピュータ関連発明について特許出願をした出願人は、同人が TRIPS 協定第 10 条(1)に基づく、著作権保護を求める権利を有する場合には、それを放棄したとみなす。

したがって、規則 44 で特定されたコンピュータソフトウェアに関連する発明は、カンボジアにおける特許保護の対象となる。

(2) ビジネスを行う、純粋に精神的な行為を行う、またはゲームをプレイするためのスキーム、ルールまたは方法

ビジネスを行うためのスキーム、ルール、または方法のみを構成するというアイデアは、純粋に精神的な行為を行ったり、ゲームをプレイしたりすることは、技術的な性質を持たないため、特許を受けることはできない。ビジネス手法の例としては、オンラインサービス、リスクアセスメント、広告、コンピュータベースの株式取引などがある。これらの方法は、本質的に技術的なものではなく、発明ではない。しかしながら、問題に対する解決策が純粋に技術的であるように、特別に適合した技術を備えたビジネス方法を組み込んだプロセスおよび方法または発明が本発明の対象である場合、この発明は、特許可能である。

(3) 手術または治療による人体または動物の身体の治療方法、ならびに人体または動物の身体上で実践される診断方法

一部の治療法が特許権により保護されている場合、医療従事者や獣医師は、患者にとって最大限の利益を達成するために、利用可能な最良の治療法のスキルと知識を使用することはできない。特許は、医師が病気を治し、予防することを妨げてはならない。これは医師が使用する方法が異なる患者に異なる影響を及ぼす可能性があるためである。したがって、手術または治療による人体または動物の身体の治療方法、ならびに人体または動物の身体上で行われている診断方法は、特許を受けることができない。

ただし、医療方法を実践するための装置、医薬品、装置、システムに関する発明は、特許登録の対象となる。この種の発明は、治療方法ではなく、人体または動物の身体の治療に用いられる。したがって、医療方法を実践するための装置およびプロセスは特許権を取得することができる。

(4) 特許法第 136 条に定める医薬品

1994 年の知的財産権の貿易関連側面に関する WTO 協定（TRIPS 協定）に基づき、WTO 加盟国は医薬品の特許保護を加盟国に義務付けている。しかし、新しい条項第 136 条は、2033 年までカンボジアの医薬品の特許保護から除外すると定めている。WTO はカンボジアに対し、LDC（Least Developed Country、後発開発途上国）としての地位を理由に、TRIPS 協定の下で免除を認めている。

特許規則の規則 45 に基づき、医薬品発明者は特許の出願を行うことができるが、出願は移行期間の期限が過ぎるまで審査は開始されない。これらは「メールボックス」出願（mailbox application）と呼ばれる。

規則 45 医薬品に関連する発明

医薬品に関連する発明についての手続は、次の通りとする。

(1) 法律第 136 条にいう医薬品についての発明をクレームする特許出願人は、法律第 16 条並びに法律および本布告の関連規定に従って、本布告の署名の日から、登録部に出願することができる。

(2) (1)にいう出願については、法律第 136 条に定めた経過期間の終了後、法律第 2 章第 6 条および第 7 条に従って審査する。

(3) 法律が施行されるときから、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条および第 9 条に規定されている特許性の基準は、本条規則(1)および(2)にいう出願に対し、その基準が、カンボジア王国における出願日に、または優先権が利用可能であり、主張されていた場合は、その出願の優先日に適用されていたものとして適用する。

(4) (1)および(2)にいう出願の内、(3)にいう保護基準を満たしている出願は、特許の付与日から、および法律第 45 条の規定による出願日から起算する、特許存続期間の残存部分に対して特許保護が与えられるものとする。

移行期間後に付与されたメールボックス出願の特許保護期間は、出願日から遡及的に開始され、特許期間の残りの期間は保護される。

(5) 微生物以外の植物、および植物または動物の生産のための本質的に生物学的なプロセス

植物や動物それ自体は特許の対象とはならない。しかし、特許法では、微生物は特許として保護される。微生物は、一般的に細菌、ウイルス、単細胞藻類や原虫、および顕微鏡真菌を含む任意の顕微鏡生物として定義される。

特許法はまた、植物や動物の生産のための本質的に生物学的なプロセスを特許保護から除外する。

(6) 植物品種

カンボジアは、特許法に基づき植物品種の特許を除外することを決定した。しかし、WTO の一員として、カンボジアは植物の品種を保護することが義務付けられていた。そこでカンボジアは、2008 年に植物品種登録に関する「種子管理および植物育種者権に関する法律」を制定した。この法律第 4 条は、新品種に対する

保護の付与は MIH が行う一方、在来種も含めた全ての種子は農林水産省が管理すると定めている。

(ソース)

- ・カンボジア特許法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/cambodia-tokkyo.pdf>

- ・カンボジア特許及び実用新案証の付与手続に関する布告（特許規則）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/cambodia-tokujitsui_kisoku.pdf

- ・カンボジア種子管理および植物育種者権に関する法律

http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/3efbfe35-610c-4162-a6de-8fa80a084410_e9e18593-8994-4a44-818e-1c9f313dbe17-en.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)